

厚生労働大臣の定める揭示事項（揭示事項等告示第 1 関係）

令和 8 年 6 月 1 日現在

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 DPC 対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“DPC 対象病院”（医療機関群：DPC 標準病院群 1）となっております。

＊医療機関係数：1.6089

（基礎係数：1.0583＋機能評価係数Ⅰ：0.4112＋機能評価係数Ⅱ：0.1055＋救急補正係数：0.0339）

3 明細発行体制について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4 保険外負担に関する事項について

当院では、個別使用料、証明書・診断書等について、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

○特別療養環境の提供

別添の【特別療養環境の提供一覧】をご参照ください。

○診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

別添の【診断書・証明書及び保険外併用療養費一覧】をご参照ください。

○初診に係る費用の徴収

他の病院または診療所（クリニック）からの紹介状をお持ちにならずに受診される患者さまについては、初診時に通常の医療費とは別に初診時選定療養費（医科）7,700 円、（歯科）5,500 円をお支払いいただいております。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

○再診に係る費用の徴収

他の医療機関に紹介した患者さまが、ご自身の判断で再度当院での診察を希望して受診した場合や、他の医療機関への「紹介状」が渡せる状態であり、その旨を説明したが患者さまがご自身の判断で当院の診察を希望する場合は、通常の医療費とは別に再診時選定療養費（医科）3,300 円、（歯科）2,090 円

をお支払いいただいております。

※前回受診日より3か月を経過するなど初診対象となった場合は初診時選定療養費となります。

○入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合、181日目からは入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については「選定療養費」（1日につき 2,786円（税込））として患者さまにお支払いいただいております。

これに係る入院期間の計算は、保険医療機関（病院等）ごとではなく、患者さまごととなるため、他の保険医療機関（病院等）での入院期間も通算されます。

入院期間が通算されるのは、同一疾病の入院のみです。退院の日から起算して3か月以上の期間のいずれの保険医療機関（病院等）にも入院することなく経過した場合、または3か月以上経過していなくても異なる疾患で入院した場合は、以前の入院期間は通算されません。

なお、別に厚生労働大臣が定める状態等にある患者さま（難病疾患、重度の肢体不自由及び重度の意識障害者、悪性新生物に対する治療を実施している患者、人工呼吸器使用者、人工腎臓実施患者等）は、対象から除外されます。

○治験に係る費用の徴収

当院は、治験を実施しております。治験に関する費用については、治験コーディネーターより詳しくご説明いたします。

5 当院は、関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

別添の【施設基準届出一覧(令和8年6月1日現在)】をご参照ください。

○入院基本料について

当院では、一般病棟においては、「急性期病院 A 一般入院料」を届出しております。

入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の病棟における看護職員数は、各病棟に掲示しております。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

精神病棟においては、「急性期病院 A 精神病棟入院基本料 13対1」を届出しております。

入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理及び褥瘡対策の基準を満たしております。

○医師事務作業補助体制加算について

当院では、病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善として、診断書等作成補助や外来診療支援に取り組んでいます。

○医療従事者の負担軽減及び処遇改善

当院では、医師及び看護職員等の医療従事者に対し、業務負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っております。

（１）勤務医の処遇改善について

- ・初診時の予診の実施
- ・入院、検査手順、入院説明等の実施（入退院支援センターの設置）
- ・看護師による静脈注射、静脈留置針ルート確保の実施
- ・薬剤師の病棟配置による投与薬剤に関わる説明及び服薬指導 等
- ・診断書等作成補助、外来診療支援における医師事務作業補助者の活用
- ・地域の医療機関との連携強化（複数主治医制、逆紹介の推進）
- ・短期間正規雇用医師の活用
- ・連続当直を行わない勤務体制及び当直当日の業務に対する配慮の実施

（２）看護職員の負担軽減及び処遇改善について

- ・他職種との業務分担（臨床検査技師による外来採血業務 等）
- ・看護補助者の配置（夜間含む）
- ・妊娠・子育て中、介護中の配慮（育児短時間勤務 等）

（３）医療従事者の負担軽減及び処遇改善について

- ・外来診療適正化
- ・産休、育休制度の充実
- ・妊娠・子育て中、介護中の配慮（育児短時間勤務 等）
- ・多様な勤務形態の導入
- ・院内保育所の設置

○外来腫瘍化学療法診療料 1 について

当院では、外来での化学療法を推進するため、以下の事項に取り組んでおります。

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時 1 人以上配置し、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています
- ・急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制を確保しています

《問い合わせ先》043-227-1131（代表）

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品を積極的に採用しております。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

○一般名処方加算について

当院では、安定的に薬物治療を供給する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。

○栄養サポートチームによる診療について

当院では、栄養状態の悪い患者さまに対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士等、さまざまな職種のメンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。

○患者さまの相談窓口（患者サポート体制充実加算）に係る院内掲示

当院では、患者さまからのあらゆる相談に幅広く対応するため、患者様相談センターを設置しています。看護師、医療ソーシャルワーカーがお話をお伺いし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者さま、ご家族等どなたでも可能です。また、相談されたことにより不利益を受けることはなく、プライバシーの保護を順守します。

○入退院支援（入退院支援、入院時支援加算）に係る院内掲示

当院では、患者さまが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

○厚生労働省が定める手術《医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術》の施設基準に係る実績について（令和 7 年 1 月～12 月）

別添の【施設基準 手術通則第 5 号、第 6 号実績】をご参照ください。

○入院食事療養費について

当院は、入院食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 午前 8 時、昼食 午後 0 時、夕食 午後 6 時以降）、適温で提供しております。また、食堂加算の届出も行っており、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しております。

6 その他

○医療安全対策の取り組み

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

○当院の院内感染対策の取り組み

当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。

また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。

○敷地内全面禁煙について

当院は健康保険法第 25 条の定めにより、受動喫煙防止のため、屋内外を問わず敷地内での喫煙を禁止しております。ご来院、ご入院中の皆さまには、禁煙（非燃焼・加熱式たばこ含む）の厳守をお願いいたします。

また、病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。